

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 個人情報の第三者提供に係る統計作成等を目的とする場合の特例について、要配慮個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等であるものを除く。）を対象から除く。（個人情報の保護に関する法律第三十条の二第五項関係）
- 2 個人関連情報の第三者提供に係る統計作成等を目的とする場合の特例について、第三者が個人関連情報を要配慮個人情報として取得することが想定される場合は、対象外とする。（個人情報の保護に関する法律第二十条第二項第八号及び第三十一条の三第一項ただし書関係）